

問 複合経営の場合の対象品目、対象面積等の考え方いかん。

(答)

複合経営については、出荷実績のある高収益作物の経営面積のみを支援対象とすることが基本ですが、野菜・花きについては、作物間において次期作の選択の自由度が高いことから、1つのグループとして扱うこととし、対象期間にいずれかの出荷実績があれば、両方の高収益作物の経営面積を支援対象とします。

例えば、野菜・果樹の複合経営の農業者で、野菜の出荷実績があり、果樹の出荷実績のない農業者は、次期作の野菜分の経営面積のみが支援対象となります。同様に果樹の出荷実績があり、野菜の出荷実績がない場合は、次期作の果樹分の経営面積のみが支援対象となります。

一方、野菜・花きの複合経営の農業者で、野菜のみの出荷実績がある場合、又は花きのみの出荷実績がある場合のいずれにおいても、野菜・花きの次期作の経営面積の合計が支援対象となります。

複合経営で支援対象となる面積	複合経営のうち、出荷実績のある高収益作物		
	野菜・花き	果樹	茶
野菜・花きの経営面積	対象	対象外	対象外
果樹の経営面積	対象外	対象	対象外
茶の経営面積	対象外	対象外	対象